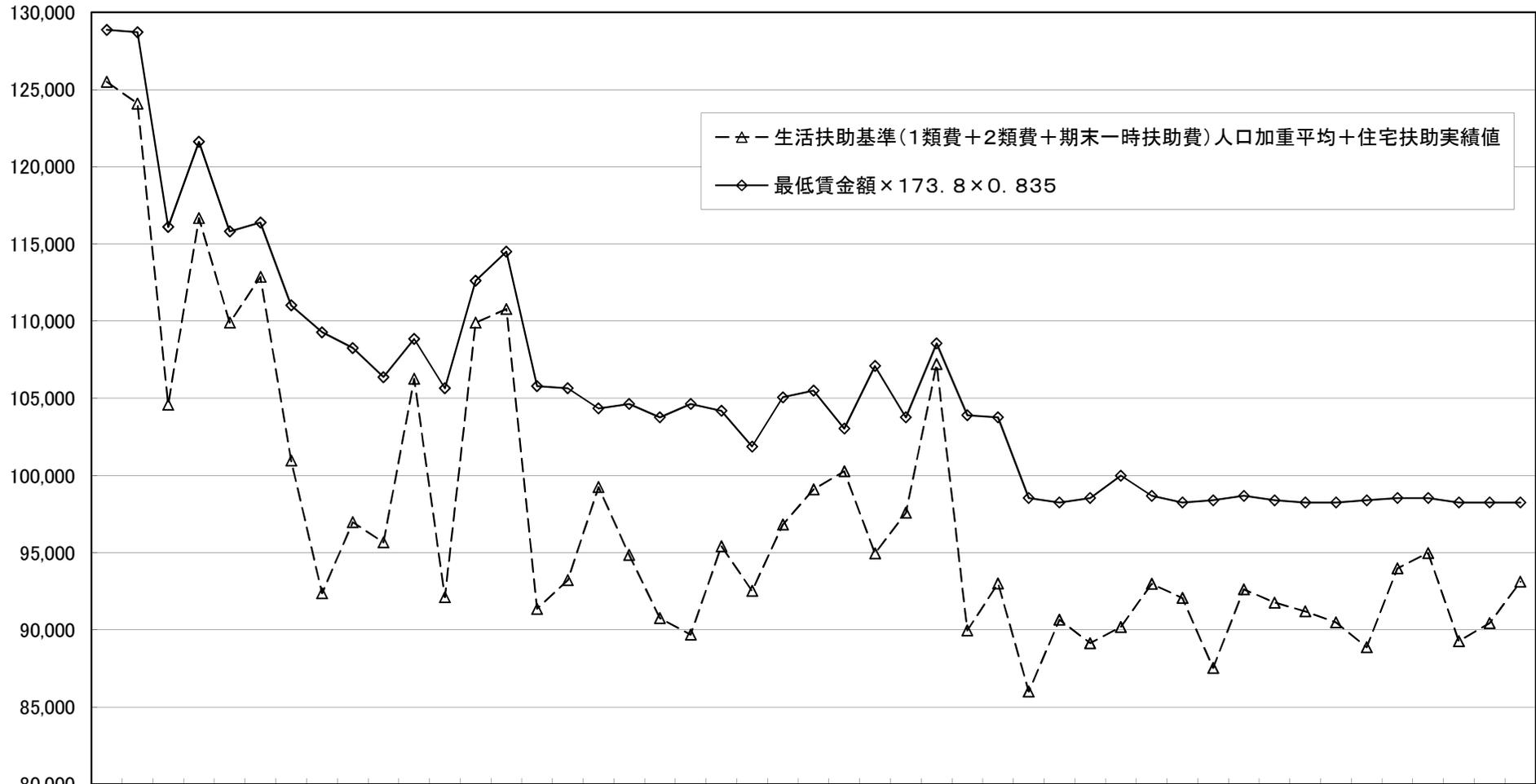


生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



東 神 愛 大 千 埼 静 三 滋 栃 広 富 兵 京 茨 長 岡 群 山 山 石 香 奈 福 宮 岐 新 北 福 和 徳 大 島 福 愛 鳥 佐 山 岩 高 熊 鹿 秋 青 宮 長 沖
 京 奈 知 阪 葉 玉 岡 重 賀 木 島 山 庫 都 城 野 山 馬 口 梨 川 川 良 岡 城 阜 潟 海 井 歌 島 分 根 島 媛 取 賀 形 手 知 本 児 田 森 崎 崎 縄
 川

注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は12~19歳単身である。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは平成25年度、最低賃金のデータは平成26年度のもの。
 注4)0.835は時間額664円で月173.8時間働いた場合の平成25年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額

	平成25年度データ に基づく乖離額 (A)	平成26年度地域別 最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)
北海道	5	14	△9
青森	△11	14	△25
岩手	△33	13	△46
宮城	△6	14	△20
秋田	△18	14	△32
山形	△27	15	△42
福島	△54	14	△68
茨城	△84	16	△100
栃木	△59	15	△74
群馬	△54	14	△68
埼玉	△8	17	△25
千葉	△20	21	△41
東京都	△5	19	△24
神奈川県	△13	19	△32
新潟	△29	14	△43
富山	△78	16	△94
石川	△47	14	△61
福井	△82	15	△97
山梨	△89	15	△104
長野	△71	15	△86
岐阜	△70	14	△84
静岡県	△54	16	△70
愛知県	△60	20	△80
三重	△101	16	△117
滋賀	△62	16	△78
京都	△10	16	△26
大阪	△16	19	△35
兵庫県	△4	15	△19
奈良	△43	14	△57
和歌山	△61	14	△75
鳥取	△30	13	△43
島根	△50	15	△65
岡山	△20	16	△36
広島	△1	17	△18
山口	△76	14	△90
徳島	△74	13	△87
香川	△49	16	△65
愛媛	△26	14	△40
高知	△36	13	△49
福岡	△30	15	△45
佐賀	△61	14	△75
長崎	△41	13	△54
熊本	△41	13	△54
大分	△40	13	△53
宮崎	△49	13	△62
鹿児島	△53	13	△66
沖縄	△23	13	△36

※ 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（管申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。